

(4) 独立行政法人化に向けての薬剤業務の将来像

関 口 久 紀

THE FUTURE OF PHARMACEUTICAL SERVICES MOVING FORWARD TO A NATIONAL HOSPITAL ORGANIZATION

Hisanori SEKIGUCHI

薬剤師問題への日本病院薬剤師会の取り組み

日本病院薬剤師会では今年度、薬剤師問題に対する3つの重要な課題について取り組んできた。1つは薬学教育6年制の問題であり、厚生労働省の薬剤師問題検討会、文部科学省の薬学教育の改善充実に関する調査研究協力者会議においてそれぞれ、中間まとめ、中間報告が提出された。両者とも薬剤師養成のための教育年限として6年間必要であるとの認識で一致し、今後学校教育法、薬剤師法の改正に向けて進んでいくものと思われる。2つ目は診療報酬改定への対応である。病院薬剤師の診療報酬上の評価は低く、その業務、技術に対し適正な評価を得るべく取り組んでいる。3つ目は薬剤師配置基準問題である。平成13年に開かれた薬剤師配置基準問題検討会では、現行の配置基準を変える必然性がないとの意見であったが、3年後に見直すべきとのことから、16年の検討会に向けて対応すべく特別委員会を立ち上げ、準備を進めている。

独立行政法人化に向けての将来像

独立行政法人化の目的は、医療の提供、医療に関する調査および研究、技術者の研修等を行い、国の政策医療として機構が担うべき医療の向上を図り、公衆衛生の向上および増進に寄与することとなっている。またその業務は、医療を提供すること、医療に関する調査および研究を行うこと、医療に関する技術者の研修を行うことである。

機構における薬剤部門の業務のなかで他の医療機関に比して特徴ある業務とは何かを考えてみた。病院には国公私立、済生会、赤十字などさまざまな設立母体の病院、

特定機能病院、地域医療支援病院、老人病院、精神科病院などさまざまな機能の病院が多数存在し、さまざまな病態の患者さんが入院、通院している。

病院薬剤師はそれらの病院の中で患者さんに安全な医療と薬物療法の提供を、チーム医療をとおして実践していくことがその使命であると考ええる。

日本医療機能評価機構

日本医療機能評価機構は医療機関の第三者評価を行い、医療機関が質の高い医療サービスを提供していくための支援を行うことを目的として設立された。現在Ver. 4.0で評価を行っている。評価基準は中項目5段階評価（きわめて適切に行われている、適切である、中間、適切にやや欠ける、適切でない）と小項目3段階評価（適切、中間、適切でない）に分かれる。医療機能評価機構における薬剤部門関係の評価の傾向は次のようなものがある。

○研修指定病院においては、夜間・休日の適正な調剤体制があること。研修指定病院では原則として当直、オンコールが求められている。

○医療安全の観点から、注射薬に関する薬剤師の積極的な関与をサーベイヤーが指摘している。患者安全の観点から薬剤師の関与が期待されていることの証である。

○向精神薬、劇薬の管理状況について、法が定めるよりは厳しい管理を要求。

○薬事委員会の設置、薬剤情報の提供体制、院内医薬品集の作成と定期的な改訂。

などである。

評価委員会でペンディングになる事例としては、医薬品集がない、院外処方せん発行後の確認体制がない、病棟での点滴注射薬に薬剤師の指導がない、注射薬のラベ

日本病院薬剤師会 Japan Society of Hospital Pharmacists 専務理事

Address for reprints: Hisanori Sekiguchi, Managing Director, Japan society of hospital pharmacists 1-12-15, sibuya sibuya-ku, Tokyo 150-0002 JAPAN

Received February 17, 2004

Accepted March 19, 2004

ル記入を看護師が行っている、夜間当直体制がオンコールであるといったものがある。

薬剤業務は病院が独立行政法人である、なしに関わらず、日本医療機能評価機構の評価基準をクリアできる業務を展開することが重要であろう。日本病院薬剤師会では病院薬剤師のための業務チェックリストを作成した。チェックリストは医薬品の採用、医薬品管理、調剤、製剤、薬剤管理指導、安全管理、治験、教育、その他の項目に分かれ、小項目として薬660のチェック項目がある。各施設において是非このリストを活用していただき、それぞれの病院の機能、規模を考慮して、何を行えばいいか、何が不足しているかを検討し、業務の参考にしていただきたい。前回の配置基準問題検討会のとき、日病薬は特定機能病院であろうと一般病院であろうと、薬剤師

の行う業務に差はないという主張をした。病院薬剤師の業務である調剤、製剤や薬剤管理指導業務といったものに施設の機能・規模によって大きな差があってはならないということである。実施していない項目がある場合には、なるべく早期に実施するといったように、自己チェックの意味で前向きに活用することを希望する。

お わ り に

病院薬剤師に対する期待は大変大きいものがある、それに応えるためにも独立行政法人国立病院機構の薬剤師が率先して取り組むことが求められる。是非諸先生の努力を期待したい。

(平成16年2月17日受付)

(平成16年3月19日受理)